

(根拠法令条項)

- 関税法(昭和29年法律第61号)(関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法律第12号)による改正後)第7条の9、第12条の2第3項、第67条の8、第94条、第94条の2、第94条の3、第94条の5、第105条第1項第4号の2及び第6号
- 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令((令和三年政令第百三十一号)による改正後)第4条の12第3項及び第4項、第59条の12第3項及び第4項、第83条第5項、第6項及び第8項
- 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)による改正後)第231条の2の3第1項